

議案第 34 号

岡山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増減及び岡山県市町村総合事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、平成 31 年 3 月 31 日をもって岡山県市町村総合事務組合から東備農業共済事務組合、勝英農業共済事務組合、倉敷地区農業共済事務組合及び津山地区農業共済事務組合が脱退すること並びに令和元年 10 月 1 日から八ヶ郷合同用水組合が加入することを承認するとともに、岡山県市町村総合事務組合規約を別紙のとおり変更する。

令和元年 6 月 10 日提出

里庄町長 加藤 泰久

（提案理由）

平成 31 年 3 月 31 日をもって東備農業共済事務組合、勝英農業共済事務組合、倉敷地区農業共済事務組合及び津山地区農業共済事務組合が解散したことに伴い、岡山県市町村総合事務組合からの脱退の承認並びに令和元年 10 月 1 日から八ヶ郷合同用水組合の当該事務組合への加入の承認並びに、久米老人ホーム組合、柵原吉井特別養護老人ホーム組合、柵原、吉井、英田火葬場施設組合及び八ヶ郷合同用水組合の議会の議員その他非常勤の職員に係る公務上等の災害に対する補償等に関する事務の共同処理を行うため、規約を変更する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

岡山県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

岡山県市町村総合事務組合規約（平成17年岡山県指令市第1号）の一部を次のように変更する。

別表第1中 「東備農業共済事務組合
竹川組合」 を「竹川組合」に、
「勝英農業共済事務組合
倉敷地区農業共済事務組合
高梁地域事務組合
津山地区農業共済事務組合」
を「高梁地域事務組合」に、「津山圏域資源循環施設
八ヶ郷合同用水組合」
組合 「津山圏域資源循環施設
八ヶ郷合同用水組合」
に改める。

別表第2第3条第1号に関する事務の項中「、東備農業共済事務組合」を削り、同表第3条第2号及び第3号に関する事務の項中「、津山圏域衛生処理組合」の次に「、久米老人ホーム組合」を、「、美作養護老人ホーム組合」の次に「、柵原吉井特別養護老人ホーム組合」を、「、田原用水組合」の次に「、柵原、吉井、英田火葬場施設組合」を、「、備南競艇事業組合」の次に「、八ヶ郷合同用水組合」を加え、「、東備農業共済事務組合」、「、勝英農業共済事務組合」、「、倉敷地区農業共済事務組合」及び「、津山地区農業共済事務組合」を削り、同表第3条第4号に関する事務の項中「、東備農業共済事務組合」を削る。

附 則

この規約は、令和元年10月1日から施行する。ただし、別表第1中

「東備農業共
竹川組合」

「勝英農業共済事務組合」

「倉敷地区農業共済事務組合」

「高梁地域事務組合」

「津山地区農業共済事務組合」

「津山地区農業共済事務組合」

に改正する規定及び別表第2第3条第1号に関する事務の項中「、東備農業共済事務組合」を削り、同表第3条第2号及び第3号に関する事務の項中「、東備農業共済事務組合」、「、勝英農業共済事務組合」、「、倉敷地区農業共済事務組合」及び「、津山地区農業共済事務組合」を削り、同表第3条第4号に関する事務の項中「、東備農業共済事務組合」を削る
改正規定は、平成31年4月1日から適用する。